

財 関 第 188 号
令和7年3月12日

関税・外国為替等審議会会長
森 田 朗 殿

財務大臣 加 藤 勝 信

暫定的な不当廉売関税の課税について

関税定率法第8条第9項第1号の規定に基づき、別紙のとおり、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする黒鉛電極に対し暫定的な不当廉売関税を課することについて、不当廉売関税に関する政令第20条の規定に基づき諮問する。

(別紙)

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする黒鉛電極に対する関税定率法第8条第5項の調査の結果、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、かつ、当該本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、同条第9項第1号の規定に基づき、以下のとおり暫定的な不当廉売関税を課する。

1. 貨物の供給国

中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）

2. 課税対象貨物

黒鉛電極

3. 税率（一般の関税のほかに課する暫定的な不当廉売関税の税率）

貨物の供給国	税 率
中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）	95.2%

4. 期間

4ヶ月

5. その他

暫定的な不当廉売関税の課税後も調査を継続し、更に検討を行った上で、不当廉売関税の最終的な税率等を決定することとする。